

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業  
官民対話の実施方法について

1 目的

原子力機構と入札参加者との意思の疎通を図るとともに、入札参加者が原子力機構の意図を的確に理解するため、入札説明書等に関する第2回及び第3回の質問及び意見を基に、入札参加しようとするもののうち、機構との対話を希望する者（以下「対話希望者」という。）を対象に原子力機構と対面形式で質問と回答を行う官民対話（以下「官民対話」という。）を実施する。

入札参加者が機構の意図に対する理解を深め、より有意義な提案をもって入札に参加することを目的として、機構との対話を希望する者を対象に、対面形式で質問と回答を行う官民対話を実施する。

2 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に記載の内容に関する質問について入札参加者から次の要領にて受け付ける。

(1) 質問受付期間

第2回：令和元年 10 月 21 日（月）～10 月 28 日（月） 16 時まで

第3回：令和元年 11 月 25 日（月）～11 月 26 日（火） 16 時まで

(2) 提出方法

第1回質問の場合と同様の方法にて質問を提出する。

3 官民対話の実施方法

官民対話を下記のとおり実施する。なお、入札説明書等に関する質問の提出がない者との官民対話は実施しない。

(1) 第2回質問に関する官民対話開催日及び場所

ア 開催日 令和元年 10 月 31 日（木）（予備日として 10 月 30 日（水））

イ 開催場所 日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門  
東濃地科学センター 瑞浪国際地科学交流館 1階 会議室  
〒509-6133 岐阜県瑞浪市明世町戸狩 36 番地の 8

(2) 第3回質問に関する官民対話開催日及び場所

ア 開催日 令和元年 11 月 29 日（金）

イ 開催場所 上記（1）イと同じ

(3) 官民対話参加申込方法

質問の提出先において、入札説明書等に関する官民対話への参加申込を電子メールにて受け付ける。対話希望者は様式1に必要事項を記入の上、電子メールにて申し込むこと。電子メールの件名欄に必ず、「【瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し事業】官民対話参加申込」と記入すること。

第2回質問に関する官民対話の申込期限は令和元年10月23日（水）17時とする。開催日時については、令和元年10月25日（金）17時までに申込者に連絡する。

第3回質問に関する官民対話については、申込期限は質問締切と同じ令和元年11月26日（火）16時とする。また、質問提出と官民対話参加申込は同時でも構わない。その際の電子メールの件名欄は、「【瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し事業】質問提出及び質問官民対話参加申込」と記入すること。開催日時については、令和元年11月27日（水）17時までに申込者に連絡する。

(4) 官民対話質問事項の送付方法

官民対話で質問したい事項については、入札説明書等に関する質問表に記入の上、質問受付期間内に電子メールにて提出すること。その際、官民対話で質問したい事項であることを電子メール本文に記載すること。

(5) 実施時間

対話希望者あたり60分以内とする。

(6) 参加人数

対話希望者あたり10名までとする。

※10名を超える参加を希望する場合は協議に応じるため、事前に連絡すること。

(7) 官民対話の進め方

ア 原子力機構は、対話希望者から事前に提出された質問を踏まえ、回答若しくは回答案を準備する。ただし、事前送付等を行わない。

イ 対話希望者は、自ら提出した質問事項を対話当日に持参すること。

ウ 対話当日、対話希望者は必要に応じて質問の要旨についてふれ、原子力機構は、回答を行う。

エ 原子力機構と対話希望者は、回答に対する質疑応答を行う。

オ 原子力機構が当日回答できないものについては、対話希望者に後日改めて回答する。

カ 予定された時間となった時点、または質問事項が無くなった時点で対話は終了とする。

(8) 留意事項

ア 「審査方法に関すること」及び「提案内容の評価に関すること」についての回答は一切行わない。また、本事業に係る内容以外の質問に関しては、回答しない場合がある。

イ 対話希望者から事前に提出された質問以外の質問を行うことも可とするが、双

- 方にとって効果的な対話とするため、質問は可能な限り事前に提出すること。
- ウ 対話の参加にあたり対話希望者による資料等の準備は不要である。ただし、図面等を利用して対話した方がわかりやすい場合は、持ち込みは可とする。また、ホワイトボード1台を会場に準備する。
  - エ 原子力機構は、対話希望者から事前に提出された質問に関係しない質問を行う場合がある。
  - オ 官民対話実施後の追加質問は、原則として受け付けない。
  - カ 官民対話の質疑については、録音する。ただし、録音した対話内容を始めとする対話記録そのものについては公開しない。
  - キ 第3回の質問に関する官民対話希望者は、第一次審査（参加資格確認）通過者に限るものとする。

#### 4 質問に対する回答の公表等

質問に対する回答（官民対話での対話内容を含む）は、下記日程で原子力機構ホームページに掲載し、公表する。

第2回質問に対する回答：令和元年11月中旬

第3回質問に対する回答：令和元年12月上旬

なお、対話希望者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問を提出した対話希望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると原子力機構が判断したものについては、当該質問を提出した対話希望者にのみ原子力機構ホームページでの回答公表までに電子メールで回答する。また、公表・非公表の判断に際し、原子力機構は対話希望者に聞き取りを行う場合がある。

以上